

旧吉野川における長期放置船舶に係る簡易代執行について

1. 概要

国土交通省徳島河川国道事務所では、平成28年11月15日付けで、旧吉野川に長期放置されている所有者不明の船舶2隻に対して、河川法第75条第1項の規定に基づき、河川区域外へ撤去するよう是正の公告を行いました。

是正されていない船舶に対しては、河川法第75条第3項の規定に基づく簡易代執行による撤去を、平成28年12月22日10時00分から実施する予定です。（荒天時は順延）

2. 詳細内容

- 所有者不明の船舶は、緊急時の措置やトラブルの是正等の指示をすることが出来ないなど、河川管理上の支障が大きいため、所有者不明の船舶について簡易代執行の手続きを取るものです。
 - * 出水による船舶の流出により河川管理施設への影響
 - * 船舶からの燃料漏れによる水質事故
 - * 長期の放置による他の河川利用者への影響
 - * 堤防の維持管理活動等に支障となること
- 公告は、平成28年11月15日に、徳島河川国道事務所、旧吉野川出張所、板野町役場及び現地に掲示を行いました。
- 船舶の所有者による自主的な撤去のために猶予期間として30日を確保し、是正期間を平成28年12月14日と設定していましたが、期限までに撤去されなかったため、平成28年12月22日に当方で撤去し、川端船着き場（徳島県板野郡板野町川端字東川岸）に6ヶ月間保管いたします。

所有者が引き取りに来ない場合は、河川法第75条第10項の規定により、所有権は国土交通大臣に帰属することとなります。
- 所有者が現れた場合は河川法第75条第9項の規定により、除却・保管その他に要した費用については、所有者等の負担となります。

3. 添付資料 公告文の写し

本施策は、四国圏広域地方計画の広域プロジェクト「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災力向上プロジェクト」の取組みに該当します。

平成28年12月15日
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所

問 合せ 先

国土交通省 徳島河川国道事務所 TEL 088-654-2211

徳島河川国道事務所 副所長 片岡 章三（内線204）
" ◎河川占用調整課長 原 竜一（内線341）

◎：主たる問い合わせ先

公 告

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項に基づき、次のとおり公告する。

下記の行為は、河川法第24条の規定に違反しているため、当該船舶の所有者、その他当該船舶について権原を有する者(以下「所有者」という。)に対し、同法第75条第1項の規定に基づき、下記期限までに河川区域外へ除却するよう命ずる。

なお、下記期限までに河川区域外へ除去しない時は、河川法第75条第3項の規定に基づき、河川管理者又はその命じた者、若しくは委任した者において除却し、これに要した費用については同法第75条第9項の規定に基づき所有者等の負担とする。

(行政不服審査法第82条による教示)

この処分を受けた者は、この処分に不服があるときは、国土交通大臣に対してこの処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に行政不服審査法の規定による審査請求をすることができる。

(行政事件訴訟法第46条による教示)

処分の取り消しの訴えは、この処分があったことを知った日から6箇月以内に、国を被告として、提起しなければならない。(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても処分の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。)ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日から6箇月以内に提起しなければならない。(なお、当該判決のあったことを知った日から6箇月以内であっても、当該判決の日から1年を経過すると取消の訴えを提起することができない。)

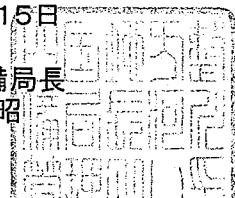
記

- ・ 河 川 名 一級河川吉野川水系旧吉野川
- ・ 所 在 ①徳島県板野郡板野町川端字南川岸地先
②徳島県板野郡板野町西中富字中須地先
- ・ 行 為 の 内 容 河川区域内における船舶等の放置
- ・ 対 象 船 舶 船舶2隻(添付資料のとおり)
- ・ 除 却 期 限 平成28年 12月14日
- ・ 本件に関する問い合わせ先
〒770-8554
徳島市上吉野町3丁目35
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 河川占用調整課
TEL 088-654-9270

〒771-1201
徳島県板野郡藍住町奥野字乾126-32
国土交通省 四国地方整備局 徳島河川国道事務所 旧吉野川出張所
TEL 088-692-5355

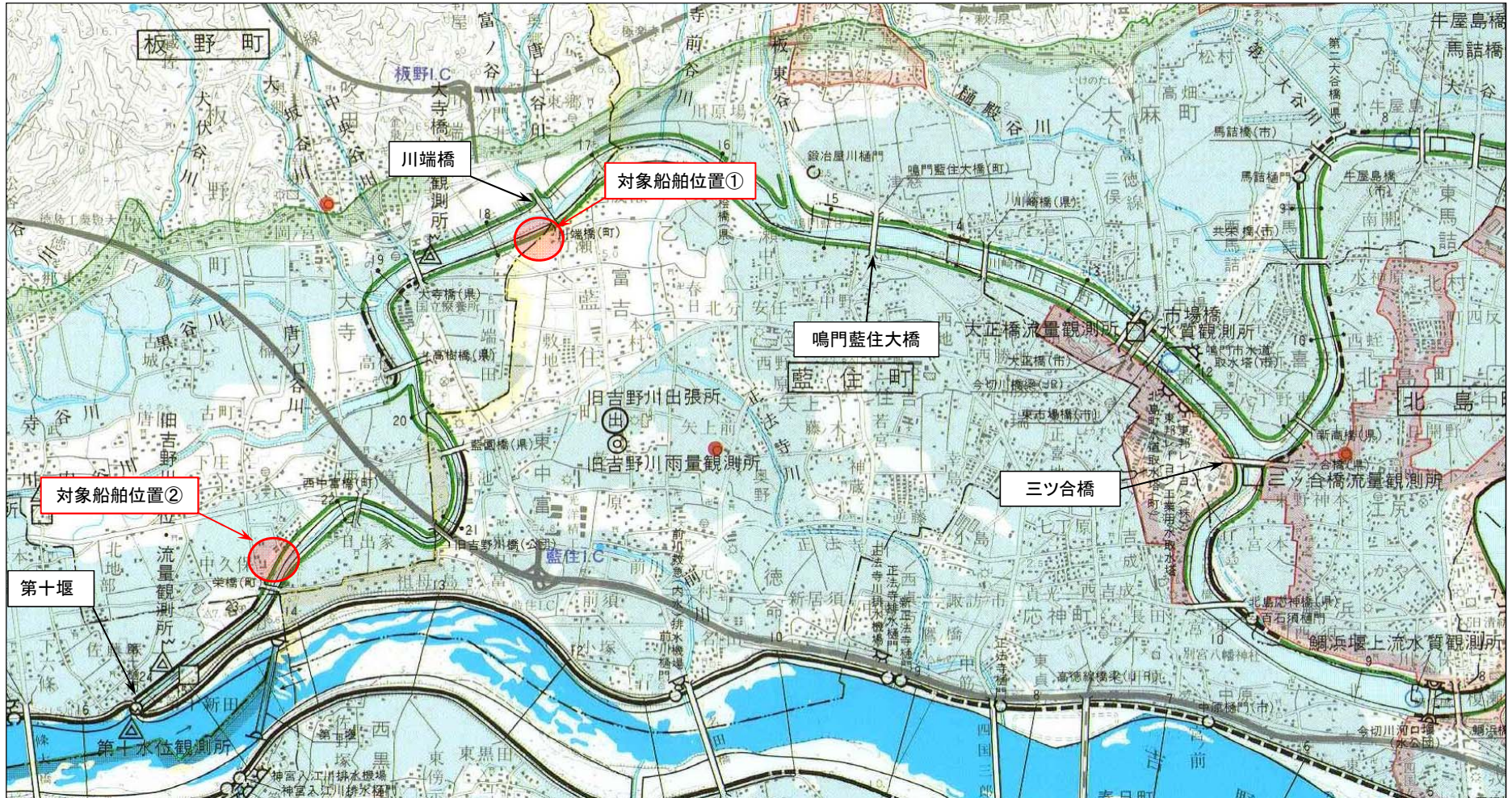
国四整徳河占調第 57号
平成 28年 11月 15日

河川管理者 国土交通省 四国地方整備局長
名波 義昭



資料 1

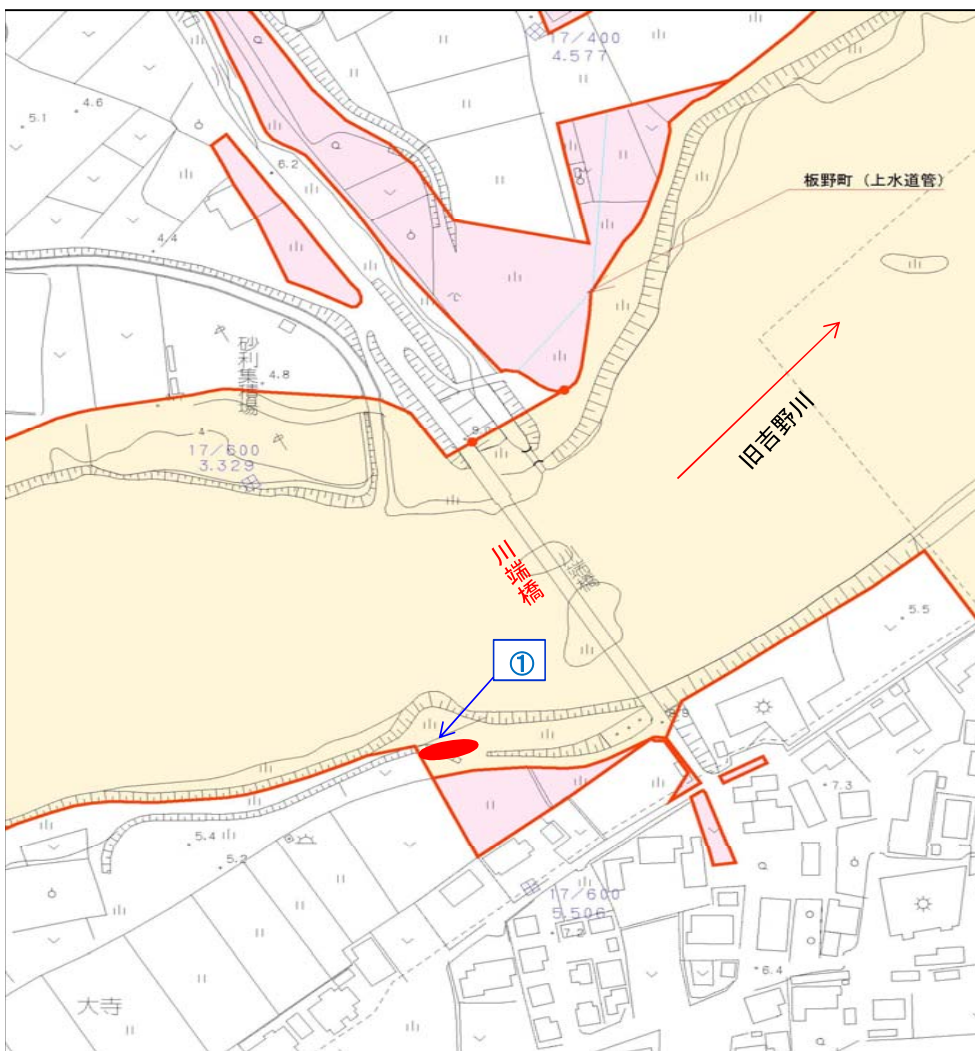
位置図 ①旧吉野川右岸 17K+50附近、板野郡板野町川端字南川岸地先 ②旧吉野川左岸 22K/4+150附近、板野郡板野町西中富字中須 地先



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平23情複、第684号)」

資料 2 位置図

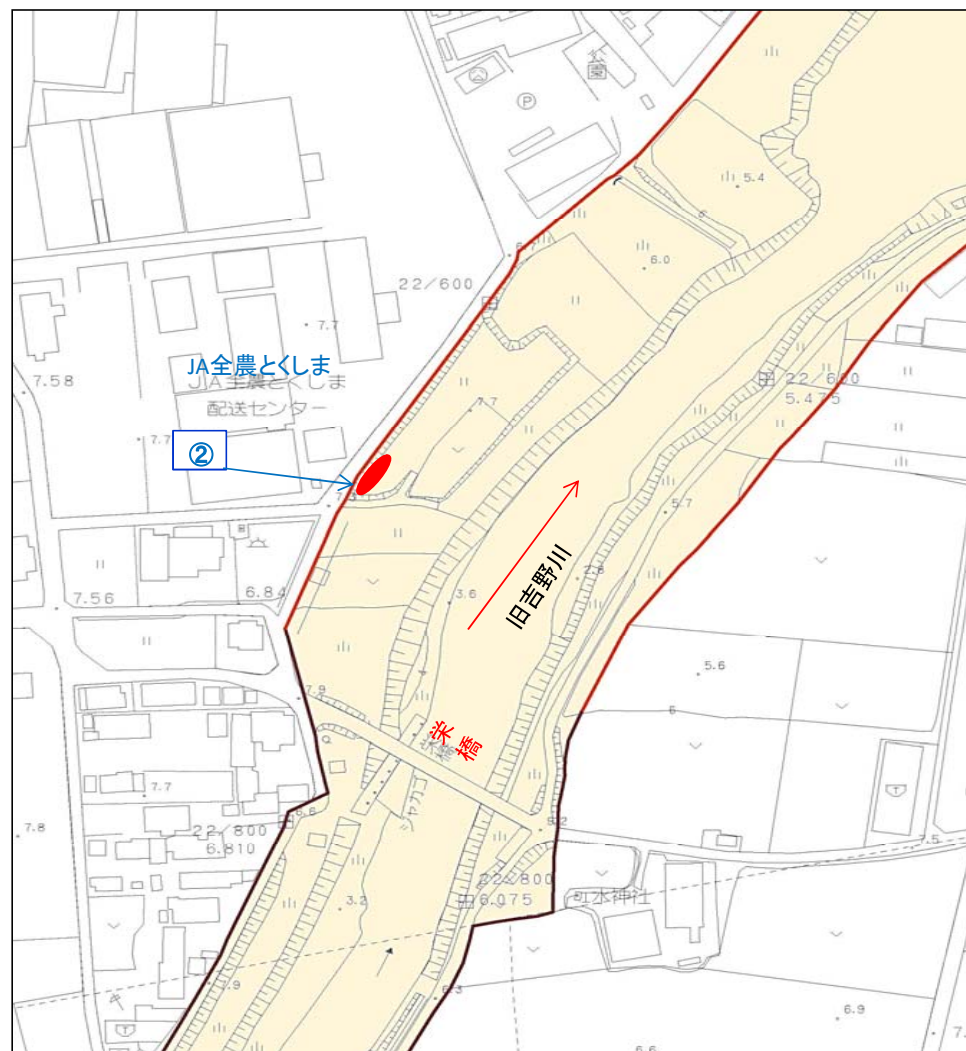
①旧吉野川右岸 17K6+50附近、板野郡板野町川端字南川岸地先



図番号	河名	左岸・右岸	距離標
①	28-6 (K-87)	旧吉野川 右岸	17k/6+50附近

K-87は平成26年度調査の位置番号

②旧吉野川左岸 22K/4+150附近、板野郡板野町西中富字中須 地先



図番号	河名	左岸・右岸	距離標
②	28-01 (K-150)	旧吉野川 左岸	22k/4+150附近

K-150は平成26年度調査の位置番号

資料 3

今回公告を行った対象の船舶

① 板野郡板野町川端字南川岸地先



② 板野郡板野町西中富字中須地先

